

認証要件 次世代育成支援部門

次世代育成支援部門について申請者は下記の要件をすべて満たすこと

- (1) 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画を策定し、労働局へ届け出ていること。ただし、次世代育成支援対策推進法に基づき認定を受けた特例認定一般事業主についてはこの限りでない。
- (2) 5年以内において、男性の場合は1か月以上、又は女性の場合は6か月以上にわたる育児休業取得者の実績があり、かつ取得者が申請時に復職し、現に勤務していること。
- (3) 次世代育成支援に関して、下記のいずれかの取組を行っていること。
 - ア 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の規定を上回る育児休業制度の設置
 - イ 育児・介護休業法の規定を上回る看護休暇制度の設置
 - ウ 育児・介護休業法の規定を上回る育児のための勤務時間の短縮等の制度の設置
 - エ 学校参観、通院の付き添い、乳幼児健診の受診等、短時間の所用のために半日単位又は時間単位で利用できる休暇制度の設置（年次有給休暇を含む）
 - オ 知事が別に定める県が次世代育成支援に資する目的で政策的に実施する事業について、取組が認められる事業所
 - カ その他アからオにかかるものと同様の趣旨、目的を有するもので、次世代育成支援に関する取組であって、効果があがっていると認められるもの

申請者は以下の認証要件のすべてを満たすこと

- (1) 労働基準法、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保に関する法律（昭和47年法律第113号。以下「男女雇用機会均等法」という。）、育児・介護休業法に沿った就業規則又は労働協約を規定していること。
- (2) 3年以内において、関係法令に違反する重大な事実がないこと。
- (3) 次のいずれかに該当すると認められるものでないこと
 - ア 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この号において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又は暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下この号において同じ。）であるもの
 - イ 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるもの
 - ウ その役員等（法人にあっては業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあってはその長、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいい、個人にあってはその使用人（支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者（事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。）をいう。）をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であるもの

- エ 暴力団員等がその事業活動を支配しているもの
- オ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているもの
- カ 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
- キ いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したもの
- ク 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したもの
- ケ 自己又はその役員等が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したもの
- コ 自己又はその役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの

更新時の要件は上記と同じ。ただし下記の要件を除く

5年以内において、男性の場合は1か月以上、又は女性の場合は6か月以上にわたる育児休業取得者の実績があり、かつ取得者が申請時に復職し、現に勤務していること。